

関西生コン弾圧と産業労働組合、

そしてシャーナリスト・ユーロン(中)

その事件とは具体的にどのようなものか。すでに本誌及びほかの書籍で報じられ、論じられているので、それらを資料として使いつつ、要点のみ見ておこう。まず、関西生コン支部（以下、関生支部）とはどのような労働組合なのか、そしてその組合にどのような「事件」が起こったのかについて、労働組合論・労使関係論が専門の熊沢誠が関生支部と弁護人の依頼で執筆した「鑑定意見書」（刑事裁判に提出されたもの）から引用して確認しておきたい。

車運転手を、企業の枠を超えて個人加盟で組織する産業別または業種別労働組合である。日本の労働界ではふつう産業別

キサー車運転手は低賃金を強いられてきた。この事態を変えるために、関生支部は賃金の原資を作り出すための「産業政策」を打ち出した。

界の協同組合形成に協力し、協同組合を通じてのセメント企業やゼネコンへの『共同受注・共同販売』を支援してきた。そのうえで関生支部は、使用者の経営安定、具体的には、生コン価格や輸送運賃の引き上げや値崩れ防止を、賃上げなどとともに要求してきたのである。(中略) 関生支部の協力もあって協同組合化の進んだ関西では、関東より生コン価格も労働者の賃金も高く維持」されるようになった。しかし、この仕組みは長続きしなかった。生コン価格の上昇によつて得ら

そういふ經營者に大阪広域生コンクリート協同組合（大阪広域協）が支配されるようになる。関生支部はその約束を守らせようと、二〇一七年一二月にゼネストに入る。生コン業界として労使で共に闘つてゼネコンから得た利益であるのに、それを片方のパートナーが独り占めしようとしたら、誰だって怒るだろう。分け前をよこせと、叫びたくなるだろう。

ところが、大阪広域協は二〇一八年六月に関生支部の武建一委員長らをストライキ中の威力業務妨害で大阪府警に刑事

は『全日本建設運輸理帯労働組合』に属するとはいへ、単一組合として、企業の枠を超えるだけでなく、組織対象の労働者は雇用形態の区別も超えている。即ち、①本雇い（無期雇用・フルタイムの『正社員』）のみならず、②直行（特定企業と常用的に日々雇用契約を結ぶ就労者）も、③組合との労働者供給事業契約による就労者も包括する。ちなみにミキサー車運転手の七割は②③からなる非正規労働者であり、ほとんど日雇い手帳をもつ日々雇用労働者なのである。¹

メーカー、そして生コンの購入先であるゼネコンという、ともに資本力のある大手の企業群の間に挟まれた立場にあって、たくさんの中小企業によつて構成されている。つまり両方か

の前後にいくつもの「事件」が起こり、起こされ、そこでは正当な労働組合活動や争議行為が「強要」「恐喝」「名譽毀損」「威力業務妨害」として犯罪化され、刑事事件となつていった。その際、警察と検察は関生支部を「ふつうの」労働組合ではなく、あたかも組織犯罪集團とみなし、その組合員たちが共謀した事件という見立てに立つて事を進めてきた。その「共謀」という点では、「交渉・争議行為の現場に一度も参加していない組合幹部や事業者」が共謀を理由として多数逮捕されてきた。弁護士の海渡雄一は「関西生コン事件は共謀罪適用のリハーサル弾圧だ」と指摘している。³

の前後にいくつもの「事件」が起こり、起こされ、そこでは正当な労働組合活動や争議行為が「強要」「恐喝」「名譽毀損」「威力業務妨害」として犯罪化され、刑事事件となつていった。その際、警察と検察は関生支部を「ふつうの」労働組合ではなく、あたかも組織犯罪集団とみなし、その組合員たちが共謀した事件という見立てに立つて事を進めてきた。その「共謀」という点では、「交渉・争議行為の現場に一度も参加していない組合幹部や事業者」が共謀を理由として多数逮捕されてきた。弁護士の海渡雄一は「関西生コン事件は共謀罪適用のリハーサル弾圧だ」と指摘している。³

表理事経験者たちの呼びかけで、労働法学者七八名が関西生コン事件についての労働法学会有志声明「組合活動に対する信じがたい刑事弾圧を見過すこととはできない」を出した。その中で、「本年七月末日現在で、組合員の逮捕者数は、延べ七七名、起訴者数は延べ五四名にのぼっています」とし、「一般メディアではほとんど報じられていませんが、本件は、連帶労組の関生支部の組合活動をめぐる事件であり、労働組合運動を理由とする刑事事件としては、戦後最大規模といえます」と認定している。戦後の大争議としては三井三池や国鉄分割民営化が挙げられるが、それらに匹敵するものだということになる。それがなぜ「一般メディアにはほとんど報じら

花田道貞

アの制度論と空間論」

「産業労働運動」と表記して、イトルに誤りがありました。いたが、正しくは今回
のよう、「産業労働組合」です。花田氏と読者の皆様
にお詫びいたします。

れていない」のか。そのことには次回で立ち戻ることにしよう。

この事件についてはいくつもの疑問が湧いてくる。警察と検察はなぜ今、これほどの強行さで小さな組合を攻撃し、弾圧するのだろうか。小谷野毅（全日本建設運輸労働組合書記長）は「この労組壊滅作戦は、いったい誰が、なんのために仕掛けているのか」と問うて、二つを指摘している。

「大企業の利潤は下請業界の中小企業をバラバラにしておこう」とで生まれる。『カンバン方式』による過酷な下請収奪で二兆円もの純利益をあげるトヨタはその代表格だし、ゼネコンと生コン業界の関係もその縮図といつてい。協同組合をつくった中小企業が労働組合と一緒にになって価格決定権を支配するような構図はガマンならない。一九八〇年頃の第一次権力弾圧の旗振り役を務めた当時の大槻文平日経連会長は、「関西の運動は資本主義の根幹に関わる」とその本音を語っていた⁵。

つまり、そこに「大資本」の意志を小谷野は見てとっている。それが一つ目。関生支部への攻撃は今に始まつたことではない。大槻文平は一九七九年に日経連（現在は経團連）会長になつたが、本属では三菱鉛業セメント社長だった。現在の三菱マテリアル。小谷野は二つ目に、関生支部がやつてきた「コンプライアンス活動」が標的にされた点に注目する。

「コンプライアンス活動は二度とやらせない」と挑戦的な態度をみせた滋賀県警組織犯罪対策課の捜査員は、こうも発

ドイツの警察と検察の幹部がこの日本の「常識」を聞いたら、ひっくり返るだろう。耳を疑うだろう。関生支部がやっていることは産業労働組合そのものであり、ドイツでは当たり前のことだからである。産業労働組合の活動が犯罪とされ、刑事事件化されることなどおよそあり得ない。

さらに注目すべきは警察や検察が関生支部逮捕者やその家族に組合からの脱退を陰湿なもの言い方で強要していることだ。警察は逮捕者に「逮捕歴のついたオヤジはイヤだろうな。子どものためにもやめたほうがいいんじゃないかな?」と迫り、検察は逮捕者の妻に「組合をやめるように奥さんからも説得したほうがいいんじゃないの?」と持ちかけている。どういう原理の労働者運動をするかは労働者の思想の自由であって、警察官や検察官が口を挟むべきことではない。これらは警察と検察が関生支部逮捕者を暗黙のうちに思想犯と観ている証ではないか。そして、これは産業労働組合の問題を超えて、「家」の原理に異を唱えて行動する人間の誰にでも起つて得ることだと考えるべきではないか。

産業労働組合弾圧の背景に何があるのか

では、なぜ今、日本の官憲は産業労働組合原理をタブーにしようとしているのだろうか。何かの理由が、そこにはある

言っていた。「労働組合は会社のなかで資金交渉だけしていればいいじゃないか」「関生支部は社会に出すぎている。だから削つたる」

即ち、関生支部が産業労働組合として活動していることが敵視されているのである。筆者は、これが弾圧の決定的かつ最大の理由だと考へる。関生支部が企業内労働組合だったら、コンプライアンス活動はしなかつたし、したがつてこんな目には遭わなかつただろう。警察は、企業の中ではなく、業界の中で活動をする産業労働組合という異質なものをこの国から排除しようとしているのである。関生支部が企業の従業員としてではなく、その産業の労働者として行動していること、それが日本では異質なのだ。先に引用した熊沢誠は次のように書いている。

「関生支部は、現代日本に広く普及している、企業との対抗性を基本的に失つてゐる企業別組合を『ふつう』で正当とみれば、『ふつう』の労働組合ではないかもしない。しかし、関生支部は、世界的な基準に照らせばむろん『ふつう』の労働組合であり、その組織、政策（要求）、行動の実践を検討すれば、現代日本の労働運動にこそ復権されるべき特質を備えた『まともな』労働運動ということができる。検察は、日本的な基準で『ふつう』の組合なら許すけれど、日本の『常識』を超える『まともな』労働組合は根絶やししなければならないと考えてゐるかにみえる」

はずだし、なければならない。筆者の推測では、それは労働者派遣法体制を含む非正規労働市場のシステムを死守する役割を担おうとしているのではないかと思われる。あるいは担わされているのではないかと思われる。

終身雇用、年功序列、企業内労働組合の三点セットから成る「日本の経営法」、即ち日本の会社システムは六〇年代の高度経済成長を達成して成功したかに見えたが、その後の厳しい国際競争を生き抜くために国内労働力よりもずっと安価な労働力を求めてアジア諸国へと工場を、生産拠点を移転させていった。ところが、やがて国内生産の空洞化や技術継承・開発能力の弱体化に気がつき、次の手を考える。安価な労働力を海外に求めるのではなく、国内に創り出すことである。つまり、かの三点セットを解除された労働力、「正社員」でも労働組合員でもない労働力の創出である。その安価な労働力を使って国内での生産へと立ち戻ろう、工場を国内に呼び戻そうとしたのである。

一九八六年に施行された労働者派遣法は通訳やソフトウェア開発など極めて限定された職種に関する法律として偽装して導入されたあと、改正が繰り返されて適用業種が次々に拡大されていき、二〇〇四年の改正でついに製造業全体をカバーすることになった。「非正規労働者」の数は増加し、労働人口に占める割合は二〇〇九年に三三・七%に達し、恒常に三分の一以上が非正規労働という今日の事態が出現した。

こうして、賃金が低く、権利保護されていない非正規労働者と、賃金は比較的高いが長時間労働を強いられる正社員という二重構造ができあがった。正社員も長時間労働によって時間あたり賃金は切り下げられており、過労死の淵に立たされる。結局、実質賃金は上がらない。ほかのOEC諸国では実質賃金がこの間に上がってきているにもかかわらず、である。役員報酬だけが、国際水準を口実にして、上がってきた。これが、日本に創り出された労働市場の姿である。

その根底にあるのは低成長経済のもとでの総人件費抑制策であり、その点だけは終始一貫している。この間、三点セットのうち終身雇用と年功序列はつとに廃棄され、企業内労働組合だけが残り、温存された。日本の会社システムにとって代替不可能な、必須のコマだということである。今や企業内労働組合は日本の会社中心主義の最後の砦なのか。企業内労働組合が黄昏の会社中心主義を補強し、強化しているのではないか。総人件費抑制策は企業内労働組合を必要とし、正社員で組織される企業内労働組合は非正規労働者階層の隆起を前にして総人件費抑制策に強くは抵抗できない。企業の内部にあるからである。日本の労働界は企業内労働組合システムをこのまま維持しようというのだろうか。それで産業や経営の民主化は進むのか。それを進めるつもりがそもそもあるのか。企業内労働組合の原理では、グローバル化した資本主義が持つ戦略に対応することはできないだろう。

は民間職業仲介事業所に雇用される労働者に対して「結社の自由」の保護を与えるよう加盟国に求めていた。アルバイト・ユニオンを作る動きもあるから、アルバイト産業労働組合も不可能ではないだろう。アルバイトは日本の産業全体に組み込まれ、かつそれを支えている不可欠の、「正規」の労働力である。「自分の都合の良い時間に働きたい」というニーズの労働者がいる以上、また働き方への多様なニーズがあるからには、そのニーズに対応した雇用形態が存在すべきことは当然のことだ。ただし、労働者に対してフェアな労働条件である必要がある。

正社員が組合員となる企業内労働組合、企業内労働組合によつて代表される正社員、その両方が不在の空間で、その両方に該当しない労働者が、つまり非正規労働者が自らのインタレストを通すために労働組合を作るしたら、個別企業の外に作る、個人加盟の産業労働組合という組織論が妥当だし、おそらく最適だ。企業内労働組合というものは雇用形態のうちで正社員しかカバーしないのだから、限定的な性格を持つた変則的で特殊な労働組合（仮にこれを労働組合と呼ぶとして）なのであって、産業労働組合こそは雇用形態の違いを問わない、また個人が労働契約で雇用関係を結ぶ企業の違いをも問わない、両方の縛りから自由な、より普遍的な労働組合なのである。即ち、あらゆる雇用形態で働く労働者、そしてあらゆる企業で働く労働者が加盟できる、開かれた労働組合なの

この巧妙な体制を永続させたい側が恐れていることは何であろうか。「大資本」の意思を、そしてそれを忖度している「官」が恐怖を感じているであろうことを想像してみよう。筆者の考えでは、それは非正規労働者の間から個人加盟の産業労働組合結成の運動が立ち上がるのではないかと思う。そして、その産業労働組合が労働条件（待遇）について全国に適用される労働協約の締結を要求することではないか。

総務省の二〇二〇年の統計では、労働力人口五六二〇万人のうち正規雇用労働者（別の言い方では正社員、または無期雇用フルタイム労働者）は三五二九万人で、非正規雇用労働者は二〇九〇万人、率にして三七・二%である。その内訳を雇用形態で見ると、パートタイム四九・〇%、アルバイト二・五%，契約社員一三・三%，派遣社員六・六%，嘱託五・六%，その他四・一%となっている。仮に便宜的に雇用形態ごとに産業労働組合が作られるとする、計算上は六つである。実際には産業や職域や職種によつてもっと細分化されるだろう。そのうちで実現に一番近いのは労働者派遣産業労働組合ではないか。人材派遣産業という産業分野は、これまでにはない、その意味では特殊な構造を持つ産業分野ではあるけれども、この間に形成され成立し、産業分野として確実に存在しているからである。それはモノやサービスを生産している産業ではなく、労働力の売買市場において仲介機能を果たして利益を上げる産業である。日本国も批准している国際労働条約で

である。一致点は産業、職域、職種という共通分母である。関生支部はまさにこの産業労働組合の原理と思想を認識し、自らのインターネットの所在を自覚し、その要求と政策の実現のために連帯して行動を起こしてきた。自立的で先駆的な認識者・実践者だと言わなければならない。こうして見てくると、逆説的だが、労働者運動の担い手としては正規雇用労働者より非正規雇用労働者の方に可能性があるように見える。会社という帰属社会から自由であるという点において。

さて、労働者派遣産業労働組合にとつては、その交渉相手となる使用者側の中央組織が必要となってくるが、それは関生支部のアイディアを取り入れて、人材派遣企業を包括する協同組合を形成すればよいことである。使用者団体としての性格を持つ一般社団法人でも足りるかもしれない。こうして労使双方に団体が結成され、交渉パートナーが構成されて、団体交渉に臨み、包括労働協約が締結されれば、これまで政府と議会と経団連が嘗々と築いてきた非正規労働市場という歪んだ労働市場システムの一角は大きく崩れることになるだろう。非正規雇用という、日本を格差社会へと構造的に導いてきた一つの要因が修正される可能性がある。そのことは結構だろう。非正規は正規となるのである。

ちなみに、ドイツの派遣労働者は、ドイツ労働総同盟（D

GB) の八つの産業労働組合で作る労働協約共同体が二つの派遣産業使用者団体と締結した「全域共通労働協約」のもとで仕事をしている。

そういう非正規雇用の改革案は企業間の競争を阻害し、自由市場原理に反するという意見を述べる人が日本にはいるだろう。答えは簡単である。人件費を切り詰める競争だけが競争ではない。競争はほかでいくらでもすることができるから、そこでも積極的に競争すればいい。経営ファクターは人件費以外にいくらでもある。なぜ人件費抑制策のみにこだわるのか。そのことは正社員と企業内労働組合をベースとする企業経営者に対しても言えることだ。利益を働く者に還元せず、人件費を切り詰めたら、労働生産性は上がらない。これは経営論理的な常識ではないだろうか。何か理由があつて労働生産性を上げたくないのだろうか。それともそこには経営論理的な合理性が働かない、何らかの非合理性が隠れているのだろうか。労働力をその価値よりも大きく下回る対価で使用することを指す言葉としてドイツ語で Ausbeutung、日本語で搾取(しばり取ること、ぶんどり尽くすこと)があるが、搾取する者たちは無意識の、何か社会心理的、精神分析的機制が働いているのだろうか。もしそうだとすれば、どうすればいいのか。精神科医による経営者のカウンセリングか。

話を元に戻せば、この国では、就労人口の三分の一を占める非正規労働者に産業労働組合原理を大規模に導入するとい

して驚くであろう、警察労働組合 (Gewerkschaft der Polizei GdP) が、DGB 奎下の八つの産業労働組合の一つであるということを知つて。そして、その組合員数は二〇二〇年の数字で約二〇万、DGB 内の比率は三・四% であり、男性七三%、女性二七% であるとの説明も聞くだろう。世界最大の警察労働組合である。DGB には一九七八年に加盟した。そういう説明を聞いて、もし産業労働組合の原理について無知だったとわかつたら、関生支部から速やかに手を引くべきだろう。もしどこかからの指図だったとしたら、「警察は介入せず」を理由にしてその指図を返上すべきだろう。

日本のような官憲による労働争議への介入は国際的な人権規約に反するものでしかない。警察や検察は、そのような危険を冒して、争議における使用者側の労働者側への攻撃を行ふ必要はない。そんなことをしても、この國のためににならない。ドイツだったら、警察労働組合が黙つてはいないだろう。GdP は警察官ができることできることを政治家に対して表明し、社会的・政治的議論に参加し、労働協約交渉ではストライキを選択する。争議というものは労働者側と使用者側の交渉と闘争の自治に任せておけばよいのだ。いや、これは勉強不足などという水準の話ではなく、上層部の重大な決意を持った、体制維持の政治的行動と見るべきなのだろうか。

それが怠惰な勉強不足のツケであろうが、偏った体制維持

う考え方には味方が少ない。労働界でも、企業内労働組合システムに賛同し、依存している勢力からは連帯の表明はなく、何らかの理由を付けてことごとく反対されるであろう。企業内労働組合の連合体(単産)の、さらに連合体であるいわゆるナショナルセンター、連合や全労連はもちろんのこと、それらのセンターや各単産と選挙協力を結んでいる各野党も賛成はないであろう。非正規労働者の味方、そして産業労働組合原理の賛同者は労働界にも議会にも、もちろん政府にもほぼないのであるから、非正規労働者は関生支部の労働者のように自分の知恵と実践能力で連帯して立ち上がるしかないのである。経営者側は、本来あるべきはずの経済合理的な政策判断をすることができない場合には、死にもの狂いで抵抗し、運動を漸じにかかり、警察や検察の手を借りて、関生支部に対してものように攻撃するだろう。

しかし、そこで手を貸すことは警察と検察にとって必然的なことであろうか。誰かの特殊利益の代行業に成り下がつていいものだろうか。関生支部に対する警察と検察の強行姿勢の背後には、異質な他者に対する無知と、無知ゆえの取り乱した恐怖があるよう思われる。警察官僚や検察官僚は勉強不足としか言いようがない。ドイツや欧州の産業労働組合について、たとえばベルリンの日本大使館の参事官になって現地で相手国の同僚に会つて少し調べてみれば、犯罪とか反社会性とかとは関わりないことはすぐにわかる」とある。そ

の使命感であろうが、その点で日本の裁判官も変わらないのではないか。関生支部に対する刑事事件は八つに整理されているが、昨年一〇月八日にその第一号として大阪地裁が「大阪二次事件」に対して判決を下した。そこでは、「企業別労働組合的視点から産業別労働組合の団体行動を評価」して、起訴状通りに威力業務妨害の成立を認めた。国際常識に欠けた認識は警察官、検察官、裁判官と、「官」の世界で陸続きなのだ。大阪地裁は本年七月一三日にも「大阪ストライキ事件」「フジタ事件」で同様の有罪判決を下した。

普通の裁判官は自分たちの既存の定義を当てはめるだけで物事を見ようとするから、その定義から外れたものは理解の対象から外し、犯罪として処理してしまうという傾向が強い。有能な裁判官は違う。一步新しい定義を作り出し、定義の更新を図り、社会の改善に役立てようとする。しかし、これらの裁判官のように、自分の知らない異質なもののが存在を許さず、それを排除するために、その存在 자체を罪として有罪を下すのであれば、それは無知なのではなく、狹隘な政治的裁判として非難に値する。それとも、これは裁判官の勉強不足や能力不足という問題なのか。もしそうだとしたら、それもまた悲劇と言わなければならない。税金で雇われている警察、検察、裁判官の品質が明らかに劣化している。国家の制度としては、この品質劣化を監視・監督・是正する仕組みが必要ではないか。この機能不全は国家機能において有害である。

「大資本」にとつて非正規労働者の産業労働組合の結成とは、恐怖以外の何ものでもないだろう。さらに、まずないと樂觀はしているだろうが、仮にそれが正規労働者にまで飛び火したら悪夢と考えているであろう。三点セットのうちで温存してきた企業内労働組合が揺らいでくる。したがって、その芽となるかもしれない関生支部はこの国にあってはならない存在なのだ。小さな関生支部を壊滅させることができることがその大きな恐怖へと至る道をあらかじめ封じることになる。しかし、そういうことをして、労働生産性の高い、高品質の労働力を長期的・安定的に手に入れることができるだろうか。この国の経済と社会の衰退の原因をよく考えたほうがよい。

このように見てくると、「関西生コン事件」にどのような態度をとるかは今後の大きな試金石であることがわかる。ところが、そのような認識はほとんど広まつておらず、むしろ関生支部はほぼ孤立しているとさえ言える。熊沢誠は二年半前の講演で、次のように述べている。正鵠を射た意見だと思うので、長くなるが引用させていただきたい。

「こんなことをあらためて論じたいのは、関西生コン支部への未曽有の弾圧に対する抵抗の行動が『護憲派』の間にもなお広がっていないことに、私は産業民主主義という思想のある意味で日本に伝統的な脆弱さを見るからです。産業民主主義の極要の意義や関西生コン支部弾圧の危機を、野党や労働団体、『リベラル』の市民は、本当に分かっているのでしょうか。ところが、そのような認識はほとんど広まつておらず、むしろ関生支部はほぼ孤立しているとさえ言える。熊沢誠は二年半前の講演で、次のように述べている。正鵠を射た意見だとと思うので、長くなるが引用させていただきたい。

政治的民主主義でも後退を余儀なくされるのだ。産業民主主義なくして、即ち日本型資本主義の民主的制御なくして、市民的民主主義などとの政治的民主主義もない。産業の民主化は政治的民主主義と相互補完関係にあるのである。

戦後(西)ドイツが取り組んできた、産業民主主義と政治的民主主義の結合という課題は、日本では周回遅れの宿題である。そして、前世紀末以来、課題の認識は増えて、今や世界は第三の民主主義、環境民主主義を早急に必要としている。政治的、経済的、環境的民主主義のトライアングルを構築していくことが今日の課題なのだ。それを実行するためには、権力側のアクションに対するリアクションに終始するのではなく、自立的な構想を持たなければならない。

ちなみに、ドイツでは生コンミキサー車の運転手は「建設・農業・環境産業労働組合」(Industriegewerkschaft Bauen-Agrar-Umwelt)、通称「IG建設」(IG BAU)の組合員となる。そして、G建設の組合員数は約二三万名、ドイツ労働総同盟(総数五八五万名)を作る八つの産業労働組合の中でも規模では四番目、

ようか。分かつていいないと思います。マスコミはもとより、関西生コン支部弾圧問題に対する日本世論の現状に私は失望しています。『護憲』勢力、野党、労働団体などは、進行しつつある政治的民主主義の危機には敏感かもしれません。批判の素材には事欠かない議会主義の空洞化や憲法九条の危さは指摘されます。しかし同じく進行中の産業民主主義の危機、まともな労働運動の公然たる抑圧については、あまりにも鈍感です。

今日の実行委員会の資料の中に、たくさんの労働組合・団体の名前があります。ここ南大阪ではなお怒りに燃える労働者五〇〇名以上が結集する集会ができます。けれども、連合、全労連のようなナショナルセンターは、なにかと関西生コン労働組合を異端扱いとして、反弾圧実行委員会に入つてきません。

確かにこの国の「野党や労働団体、『リベラル』の市民」は政治的民主主義についてはそれなりの敏感さを示しているかのようには見えるが、産業民主主義には問題意識がほとんどない。関生支部を異端視している主流派の労働団体は、単産(企業内労働組合の、産業別連合)から利益代表の野党議員を議会に送つて、何をやっているのだろうか。大企業の企業内労働組合システムを守るためにロビイ活動をしているのか。あるいは産業民主主義には関心がなく、議会野党的エージェントでしかないのか。「政党や労組ナショナルセンターの枠

割合では四%、男性七一%、女性二八%という組織である。

次回、日本「マスコミ」の沈黙の背景とともに日独のジャーナリスト・ユニオンについて考える。

注

1 熊沢誠「まともな労働組合の受難——全日本建設連輸連帯労組関生支部刑事訴追裁判鑑定意見書」連帶ユニオン編『挑戦を受ける労働基本権保障』旬報社、二〇二一年、三三〇三四四頁。

2 熊沢誠、前掲論文、三八〇三九頁。

3 海渡雄「労働運動への共謀罪型弾圧に対して国際的なネットワークで反撃する!」連帶ユニオン編『労働組合やめろつて警察に言われたんだけどそれってどうなの?』旬報社、二〇二〇年、一二九頁。

4 この労働法学会有志の声明及び呼び掛け人と賛同者のリストは、注3の前掲書、一四二一四五頁に掲載されている。

5 小谷野毅「関西生コン事件」とはなにか——歴史的な弾圧の背景にあるもの』、注3の前掲書、九六頁。

6 小谷野毅、注5の前掲論文、九九頁。

7 熊沢誠、注1の前掲論文、三三頁。

8 小谷野毅、注5の前掲論文、八九〇九〇頁。

9 宮里邦雄「大阪ストライキ事件判決批判——産業別労働組合についての無知・無理解」、注1の前掲書、八九頁。

10 熊沢誠「この労働組合つぶしは何を意味するか——関西生コン支部弾圧の現場から」『世界』二〇一九年六月号、二一六頁。これは、二〇一九年三月一〇日に開催された「関西地区生コン支部への大弾圧に抗う」大阪集会における熊沢氏の講演録である。

11 熊沢誠、注10の前掲論文、二一六頁。